

平成22年度社会福祉施設等整備方針

1 . 社会福祉施設等		
・ 社会福祉室所管施設	1
救護施設		
・ こども未来室所管施設	2
児童館、放課後児童クラブ室		
・ こども家庭室所管施設	4
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設、保育所、認定こども園、子育て支援のための拠点施設、家庭的保育事業実施施設		
・ 障害福祉室所管施設	6
障害者自立支援法関連施設		
2 . 老人保健福祉施設		
・ 長寿社会室所管施設	8
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、養護老人ホーム		

平成22年度 社会福祉施設等整備方針(社会福祉室所管施設)

室名〔社会福祉室〕

1 整備方針策定の考え方

生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。ただし、老朽化した施設については、入所者の安全性及び利便性の観点から改築改修等に限定し整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏 域	現 状	課 題	平 成 22 年 度 整 備 方 針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計 270名	施設の老朽化に対応した整備が必要となっている。	老朽化による改築改修の整備については、耐用年数等を考慮し、老朽化の著しい施設であって、かつ施設を利用している入所者等の居住環境に配慮した改築整備を優先する。

平成22年度社会福祉施設等整備方針（こども未来室所管施設）

室名〔こども未来室〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成22年度整備方針（優先順）
児童館	全県	小型児童館 33館 児童センター 13館 計 46館 （12市5町） （H21.5.1現在）	児童の健全育成活動の拠点として機能を果たしており、そのような機能を今後ともそれぞれの地域で求められている。	1 未設置児童館対策 ・市町等が策定した次世代育成支援行動計画等に位置づけられた整備計画であり、児童館の未設置市町における創設で、放課後児童対策や母親クラブ等の地域組織活動の実施を計画しているものを優先する。 2 既存の児童館対策 ・既存の児童館で放課後児童対策事業を実施するため、児童クラブ室等を拡張するものを優先する。
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数247か所 （H21.5.1現在）	1 放課後子どもプランを推進するために、市町の福祉部局と教育委員会が連携を密にして、放課後児童対策に取り組む必要がある。	放課後子どもプランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備を行う。 ただし、施設維持のための、通常の修繕・改修は除く。 1 県内クラブ数増のための整備 ・すべての小学校区での放課後児童対策

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成 2 2 年度整備方針（優先順）
			<p>2 小学校に対するクラブ数の割合が全国と比較して低い状況にある。</p> <p>3 7 1 人以上の大規模クラブについては、平成 2 1 年度までに分割するよう国から求められているが、平成 2 2 年度中に分割する場合は、年度当初から 2 クラブとして運営費申請が可能。</p> <p>4 実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。</p> <p>5 核家族化、共働き家庭の一般化により、小学校児童についての保育需要が高まっている。</p>	<p>（放課後児童クラブ、放課後こども教室）の実施を進めるため、放課後児童対策が未実施の小学校区での新規実施クラブの整備を優先する。</p> <p>2 大規模クラブの分割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月の平均利用人数が、おおむね 7 1 人以上の大規模クラブを分割する際の整備を優先する。ただし、平成 2 2 年度中に事業を開始する場合に限る。 <p>3 県内クラブ数の維持のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の実施施設が使用不能となるが他に代替実施施設が無い場合の整備を優先する。 <p>4 放課後児童クラブの需要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの需要の多い地域の整備を優先する。

平成22年度社会福祉施設等整備方針（こども家庭室所管施設）

室名〔こども家庭室〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、及び居住環境に配慮した施設の整備を推進する。
- ・保育所等の整備については、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の目的をふまえ、待機児童解消のための保育所創設や老朽改築による保育環境の整備を促進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成22年度整備方針（優先順）
児童養護施設	全県	施設数 11施設 公立 1施設 民間 10施設	1 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設が多く全体的に老朽化が進んでいる。 2 年長児童のプライバシー等に配慮した居室の整備が求められている。	1 老朽化による増改築修繕 ・耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 居住環境向上のための施設整備 ・既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保及びこれに付随する施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 2施設 公立 1施設 民間 1施設		
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設	1 DV防止法への対応が求められている。 2 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。	1 DV防止法対応 ・居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。 2 老朽化による増改築修繕・耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成22年度整備方針（優先順）
婦人保護施設	全県	施設数 1施設（民間）	<p>1 施設が老朽化している。</p> <p>2 心的外傷を有するDV被害者が増加している。</p> <p>3 児童を伴ったDV被害者が増加している。</p>	<p>1 老朽化による増改築修繕 ・耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p> <p>2 居室の個室化 ・心的外傷を有する入居者のため個室化を優先する。</p> <p>3 DV被害者が、同伴児童と過ごせる施設整備を優先する。</p>
保育所	全県	施設数 民間 165施設 (H21.4.1現在)	<p>1 保育所入所待機児童が低年齢児を中心に増加傾向にある。また、多様な保育ニーズが求められる。</p>	<p>1 待機児童等の解消 ・現在、待機児童を抱える市町の保育所の創設、改造（増築、増改築、改築）を行う整備を優先する。</p> <p>2 老朽化等による整備 ・安全性の確保から耐震化がなされていない施設及び老朽化の著しいものから優先する。</p> <p>3 修繕 ・修繕については、必要性、緊急性の高いものから優先する。</p>
認定こども園	全県	-	<p>2 子どもの安全・安心を確保する観点から耐震化及び老朽化の著しい施設の改善を図る必要がある。</p>	
子育て支援のための拠点施設	全県	施設数 96施設 (H21.4.1現在)		
家庭的保育事業実施施設	全県	-	<p>3 地域・家庭における子育て機能の低下から、地域における子育て支援の拠点施設の設置需要が増加する。</p>	

1 整備方針策定の考え方

障害者自立支援法により定められた障がい福祉サービスの事業体系を十分踏まえたものを整備する。

児童福祉法により定められた障がい児の児童福祉施設を整備する。

各障害保健福祉圏域ごとに、障がい者数に対する施設整備率、最近数年間の整備実績、県策定の「三重県障害者プラン(第5次行動計画)」及び「三重県障害福祉計画(第二期計画)」、市町策定の「障害者計画」(障害者基本法)及び「障害福祉計画」(障害者自立支援法)の位置づけなどを勘案しながら総合的に判断する。

地域生活移行を推進する観点から、日中活動支援サービス関連施設、及び共同生活介護・共同生活援助を実施する事業所(以下ケアホーム等)の整備を優先し、入所施設については、安全を損なう老朽化に対しての一部改築及び大規模修繕に限定する。

自力での避難が困難な障がい児者の安全を図るための施設整備を行う。

障害保健福祉圏域は別表のとおりとする。

2 整備方針

県策定の「三重県障害福祉計画(第二期計画)」(障害者自立支援法)・市町策定の「障害福祉計画」(障害者自立支援法)に基づき推進できるよう、主に、日中活動支援サービスを提供しようとする事業所(施設)を優先する。なお、具体的には次の諸点に該当する整備事業とする。

・現行の障害保健福祉圏域及び市町の障がい福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し、特に当該圏域及び市町での事業の実施する優先度が高いと考えられるもの。

・当該地域で訪問系サービスや居住系サービスが併せて実施される予定であるもの、又は、既に実施されているもの。

・障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定(最低)基準、資金計画等を十分検討し、着実に事業が実施できると考えられるもの。

・障がい者の地域生活移行と就労を進めるため自立支援・就労支援サービスを積極的に行うもの。

・障がい者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているもの。

・地域生活移行を推進する観点から、入所施設で著しい老朽による一部改築及び大規模修繕であっても定員減を伴うもの。

・知的障がい児施設を整備する場合には、入所児を支える地域連携等、新たな機能を持ち、施設の小規模化・小舎化をはかるもの。

・ケアホーム等を、整備する場合にあっては、住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外にあるもの。

・退院支援施設として整備する場合にあっては、定員と同数以上の既存の精神科病床を転換して整備するもの。

障害福祉施設の改築・補強等による耐震化及び消防法施行令一部改正に伴うスプリンクラー整備を促進する。

(別表) 障害保健福祉圏域

平成21年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町	
桑名員弁	桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡	木曾岬町 東員町
四日市	四日市市 三重郡	菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市 亀山市	
津	津市	
松阪多気	松阪市 多気郡	多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町
伊賀	伊賀市 名張市	
紀北	尾鷲市 北牟婁郡	紀北町
紀南	熊野市 南牟婁郡	御浜町、紀宝町

平成22年度老人保健福祉施設整備方針（長寿社会室所管施設）

室名〔長寿社会室〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 第5次三重県高齢者福祉計画及び第4期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまつつ、施設サービスを必要とする高齢者が、できるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の医療ニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設について、優先的に、かつバランスよく整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成22年度整備方針
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として増加しているため、整備を進める必要がある。 2 入所者が家庭に近い居住環境の下で生活ができるよう、ユニット型の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成22年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型とする。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数

(人分)

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数(H21.4.1)	2,103	1,820	2,030	460	6,413	市町における整備対象となる小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホームの定員数は含まず。
H21年度整備予定数	50	0	30	0	80	
小計(A)	2,153	1,820	2,060	460	6,493	
H22年度整備定員数(B)	2,183	2,100	2,180	480	6,943	
H22年度整備可能数(B)-(A)	30	280	120	20	450	

施設種別	圏域	課 題	平成22年度整備方針
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 医療提供と在宅復帰支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 入所者が家庭に近い居住環境の下で生活ができるよう、ユニット型の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成22年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型とする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p> <p>* 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成22年度整備数が変動する可能性がある。</p> <p>* 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。</p>

現状と整備可能数

(人分)

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合 計	備 考
既整備数(21.4.1)	2,071	1,523	1,880	358	5,832	
H21年度整備予定数	0	90	0	0	90	
小 計 (A)	2,071	1,613	1,880	358	5,922	
H22年度整備定員数 (B)	2,291	1,633	2,000	358	6,282	
H22年度整備可能数 (B) - (A)	220	20	120	0	360	

施設種別	圏域	課 題	平成 2 2 年度整備方針
養護老人ホーム		1 老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	1 老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。

3. その他

- ・ 療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。
- ・ 既存の介護老人福祉施設等のスプリンクラー整備については、当整備方針の別枠とし、介護基盤緊急整備等特別対策事業により対応するものとする。

(別表) 高齢者福祉圏域

平成21年4月1日現在

圏 域 名	圏 域 内 市 町
北 勢	桑名市 いなべ市 桑名郡 木曽岬町 員弁郡 東員町 四日市市 三重郡 菰野町、朝日町、川越町 鈴鹿市 亀山市
中 勢 伊 賀	津市 伊賀市 名張市
南 勢 志 摩	松阪市 多気郡 多気町、明和町、大台町 伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東 紀 州	尾鷲市 北牟婁郡 紀北町 熊野市 南牟婁郡 御浜町、紀宝町